

第五回国会における衆議院決議「老疾者保護に關する決議」  
に対する報告（案）

決議一、丁物喪者に対する葬儀その他の行事につき、一般文民同様の取扱とすること。

につけて

葬儀費の葬儀については、昭和二十一年十一月一日付、内務・文部兩次官通達「丁公等等につけて」によつて取り扱つてあるが、二ヶ月前より趣旨を誤解してゐる点とあるので、さりあたり、本年六月六日付懇意狀第一号引揚機護府復員局長及び文部大臣官房祭課長連名をもつて、各都道府県、各都道府県教育委員会あてに通達を發し、物喪者ノ葬儀専門の町村長の公職者が個人の資格で參列すること及びこれらの葬儀等を寺廟、教会等の宗教施設を使用して行うことは、さしつか大な件にてぞ再確認せしむる所、更にこの決議の趣旨に添つて費用の出支その他具体的問題につき、関係方面に連絡中である。

決議二、丁費（葬儀年金又は引殯金）を支給すること。」につけて

葬儀年金及び引殯金の支給は、現在我難である。

決議三、丁生活保護の基準額を更に人たるに倣する生活をなし得る程度まで即時引上半、

特に老人、婦々、子の家庭の生活の確保を図ることにつけて

#### 生活保護法の改訂

公的扶助の制度概要の決議の主旨に添へ、生活保護法による生活扶助等基準額に附しその内訳の合理的改善と各費目との割合を適正化し被保護世帯の生活の実態により、層適合するよう審十次の改訂を行い六年一回より実施してある。なお、第十二次改訂の改訂は、昭和三十一年度を以て終了するに次りである。

(一) 満廿才以下ノ勤労又は労働ニ人以上養育してゐる母ノ支給額は文部省の標準に附代りのほゝ春冬の不具産疾者、精神異常者、傷病者の看護のためこれと同様の就労状態にある者につけては本人の勞作の程度、努力の状態を勘査して左記の金額の範圍内で最も生活費の認定におひて飲食物費に加算して支給するか、收入への認定において必要経費として收入額から控除するか、何れかの適宜な考慮をすることになつた。

1. 東京都の区の存する地域、五大都市その他これらと事情を同じくする地域に  
おいては月額三十五円

(一) その他の市及びこれと事務を同様にする地域においては月額三ヵ月内  
ハ、その他の町村においては月額二ヵ月内

(二) 年令区分は終末のニ町区分をハ区分に簡素化すると共に男女別は賃农耕  
量の比較的少ハ十三才以下トあハて微減り、十三才以上については男女の金  
額差を減ケするよう操作り改訂した。

(三) 食食物費、被服費、保健衛生費等については価格の改訂を行シヒテ共に石炭  
購入費、薪炭費については現状に即するよう価格と数量の面から改訂し、  
更に家賃については最低生活費認定基準表等の家賃の十割減まで都道府県知事の認可を  
になお不足する場合は認定基準表の家賃の十割減まで都道府県知事の認可を  
得て認め得るようシナシタ。

(四) 教育費の基準額を価格及び内容の面より適正化リ、後収のほば倍額程度  
に増額した。

(五) 生活扶助費支給上の設けられた制限を微減リ、基準額まで町村限り支  
給ざるよう改めた。

決議四 丁子ヶの脊英に付し、特別の考慮を払シシト。シナシテ

現行大口本脊英会法療一係には、「優秀なる学徒にして經濟的理由により、修学而後  
在る者ハに付し、学費の負担其の極大が脊英上必要な業務を行ハシテ同業有用之人材  
を育成することを目的ヒトナル」とあり、ハわやる英不教育を主としてハ本が、新規引ヨ  
シく經濟病等カハ、更に伴ハ、学徒の生活は急激に困窮におちハリ、學費減免の面  
ヒハて学業から離脱する傾向が著しくなつてマタ。この事情にかんがれ、後収の期初教  
育カリキュラムに付し、生活困窮者に重点を指向リ、奨学生採用範囲の拡張に努力、本次議  
の主旨につけても特別の考慮を払つてハル。しかしながら、予算の關係上、これらを全  
面的に採用するには至つてハないことは遺憾である。

しかし、常に奨学生採用率の引上、個人貸付額の増加を期して、予算額等については  
従来から努力していろところであり、今後とも更に力を尽したハと考シタ。

決議五 「生業扶助制度の活用及び生業資金制度の抜粋を因ること。」シナシテ

生活保護法の生業扶助制度の活用を因ると共に、国民金融公庫に委託して行われる

更生資金の貸付、國民金融公庫が行う生業資金の小口貸付を利用されるようになつてゐるが、これらうち、生業資金については、昭和二十四年度補正予算においてニ慈内の貸付の増額を図り、生業資金につけて昭和二十四年度補正予算及び昭和二十五年度予算において、國民金融公庫に相当額貸付資金の増加がなされたのみである。

次に、「保育場、母子寮及び保育所の増設する」としてについて

(一) 保育場

國民生活の窮屈に伴い、生活困窮者、子供を抱えておる母性、その他就労条件が甚しく低いものに対する経済保護事業としての保育施設の整備強化を因ることと、現下喫緊の要務であるとの確然にう経済方針のもとに正し、年々を行はせらるる指掌に万全を期してゐる。

(二) 母子福祉施設

1. 母子寮

2. 保育所

母子福祉施設の抜き強化については児童福祉法の母子寮及び保育所の増加に努力してゐる。昭和二十四年度国庫負担により母子寮ニヶ所、保育所一ヶ所の建設を圖るとともに昭和二十五年度においては、約三億円の国庫負担により母子寮、保育所等の建設補修を予定している。

次に、「その他課税、農地及び供出率の問題に因して、老人・婦女等の家庭へ特殊事情を充分考慮して、適當の改正を行つとともに、その実施工用費を期す」としてについて

## (1) 課税の減免

(1) 木七人及び戦没者の遺族について、特別に租税减免の措置を講下さることについくは、税制改正に関するシヤウブ勅令に従つて扶養親族控除につき、生計費の半額以上を受けている者は成年者であつても扶養親族として控除を受け得るよう改正が行われる見入であるから一般に就業中の者やその家庭の事業に従事する者も控除を受け得ることとなり。これらの世帯の租税負担も相当程度軽減されるものと考えられる。また、課税にあたっては、税法の規定するところにより、各人の所得を調査し、その実情に即応する適正な課税をするべきはもとよりのことであつて、この点については、最も力をいたしてある二点である。

(2) はあ、これらの者が生者保護法の適用を受けている場合において同法の規定により、扶養を受けた保護金品については、何等課税されないことは勿論である。

## 農地の解放

(3) 遺族である農地所有者が生者保護法の適用を受けている場合には、具体的な手帳を充分考慮し、自作と相当と認めるもの、又はその農地を取りあげて耕作する以外に耕作と誰所どきないと認められにるものについては、土地の取りあげを認めることが

(4)

(4) 農地の買収、充放については、遺族の生活保護に特別の加重が加へるので、一般原則として、措置していゝる。即ち、木七人並びに戦没者遺族の所有農地は自作農創設特別措置法第1条の買収除外地を除き、すべて買収し、遺族が小作として耕作して、も買収農地は、同法第1条の規定に基づいて自作農として農業に従事する見込みある者としてある限り充放此にしたる充放の相手方として不適格なため充放せざればいい場合にも、且ち一様に放さず、より措置は執らない。

(5) 遺族の當牧農地の特徴として交付された農地証券は、遺族の生活資金として必要に際合には、国债或債基金によつて日本勧業銀行にあつて買上げていらば今后ニヶ列度を擴大したいと考えていろ。

## 作物供出

(6) 供出割当に因し、老人、婦女子が多く、労働力の低い遺族農家を普通の農家と劃一的に取扱うことは、不合理であるうりで、割当を決定に際し、農地を耕作する世帯員の状況等を充分考慮して当該農家の能力に応じた妥当な生産計画を指示し、これに基いて供出せしめる建前であろう。

農林省としては、この一趣旨に沿つて実施面においても張り指算していゝが、今後とも  
その真正に実施について努力する方針である。